甘楽町広報

昭和39年4月15日　（毎月15日発行）　第53号【1頁】

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲852　甘楽町役場　電話（小幡）4番・44番・49番
編集　総務財政課　企画文書係
印刷所　坂本印刷株式会社

4月1日の人口と世帯

世帯数	2,682戸
男	6,988
女	7,344
計	14,332

四月の納税

一、軽自動車税　年額

二、国保保険税　第一期

税金は期限内におさめましょう

昭和39年度一般会計予算　写真は審議中の町議会

33議案を可決した3月議会

保育料は4月から五五〇円に

3月12日に召集された38年度の最後の町議会は、39年度の一般会計予算ほか32議案を決めて、30日閉会しました。以下可決した議案は次のとおりです。

昭和39年度の予算　1億4千4百万円こえる

①昭和39年度甘楽町一般会計予算
説明＝別記のとおり
39年度予算は町営住宅の建築などをかかえて一億四、四〇三万八千円と大きくふくれあがりました。これは三十八年度当初予算総額より、三千二百六十六万七千円の増です。

②土地購入について
説明＝小幡中学校（4月1日から第二中学校）の屋内体育館建設敷地として、一反九畝九歩（一、九二四平方メートル）を購入しようとするものです。

③39年度甘楽町国民健康保険事業の特別会計予算
説明＝予算額は二千六九万五千円で、前年度の当初予算より、三三万七千円多くなりました。これは医療費や事務費などが多くなったのがおもな原因です。

④39年度農業共済事業実施計画の決定
説明＝これは39年度に行なう事業についての議案で、有資格者数や、共済事業の規模などを具体的に計画したものです。

⑤同事業の事務費賦課について
説明＝農業共済事業の事務費賦課及び徴収方法を水稲、陸稲など共済目的別に定めたものです。

⑥同事業39年度の特別会計予算
説明＝総額は二千三六万三千円で、前年の当初予算より約一四六万円の増となりました。

⑦39年度特別会計甘楽町小幡簡易水道予算
説明＝予算総額は二三〇万二千円で前年より三八万一千円少なくなりました。

⑧同天引　金井簡易水道予算
説明＝前年同様三万六千円の予算総額です。

⑨特別会計設定
説明＝町有林奥山の造林事業を森林開発公団との契約によって行なうもので、これを自治法に基づいて特別会計としたものです。また、この事業による収益は、六分が町のものとなります。

⑩⑪公団分収増林造林事業の特別会計予算
説明＝38年度は四万円、39年度は一七八万円の予算額でこの予算の歳入は、38年度は四三万円を開発公団からの繰入れ、二万円を町一般会計からの繰り入れとし、39年度はそれぞれ一七二万円、六万円としています。

⑫衛生施設一部事務組合の設立
説明＝最近とかく問題をおこしがちな、し尿処理を富岡甘楽、妙義が共同で行なおうとするもので、4月1日から施行されます。
富岡、甘楽、妙義衛生施設組合の議会議員の選挙
説明＝同衛生施設組合の規約によって、町議会議員のなかから三名の組合議会議員を選挙するもので、選挙の結果柴山俊一、織田沢昌美矢島信雄の三氏が当選しました。

⑬富岡、甘楽、妙義衛生施設組合の議会議員の選挙
説明＝同衛生施設組合の規約によって、町議会議員のなかから三名の組合議会議員を選挙するもので、選挙の結果柴山俊一、織田沢昌美矢島信雄の三氏が当選しました。

⑭群馬県旧町村職員恩給組合資産管理組合を組織する市町村及び、市町村の一部事務組合の数の減少に伴なう規約の変更について
説明＝省略

⑮38年度甘楽町歳入歳出追加予算
説明＝前年の人事院勧告によって、議員をはじめ各種役職者の報酬、及び職員等の給料が増額されたほか、県道工事等に対する負担金の増、その他いろいろの費目に調整が行なわれた結果、38年度の一般会計予算は約三八万八千円の追加となりしたがって、一億二千四〇七万余円の予算総額となりました。これに対する歳入は地方交付税に求められています。

⑯同国民健康保険の追加更生予算
説明＝約三一万円の追加が行なわれ、予算総額は二千五百五十七万三千円余となりました。追加されたおもなものは、給付費で昨年から世帯主に対しては七割給付が実施されたためです。

⑰同農業共済事業の追加更正予算
説明＝約六三万五千円が追加され、総額二千七三万五千円余となりました。

⑱同小幡簡易水道歳入歳出追加予算
説明＝三万六千円が追加され総額三六〇万一千円余となりました。

⑲甘楽町保育所の保育料徴収条例の一部改正
説明＝改正の結果、4月から保育料の四〇円を、五〇円に値上げすることにしたものです。

⑳甘楽町特別会計条例
説明＝こんどの地方自治法の改正で、次の五つの事業を特別会計とする条例です。
(1)国民健康保険事業　(2)農業共済事業　(3)小幡簡易水道事業　(4)天引・金井簡易水道事業　(5)森林開発公団との契約による分収造林事業、などです。
4月1日から施行

㉑甘楽町議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得又は処分に関する条例
説明＝地方自治法の規定によつて議会の議決を必要とする工事や製造の請負の契約は、予定価格が一千五〇〇万円以上の場合であること。また財産の取得や処分は、予定価格が一千万円以上のものであること、この場合土地については一件五千平方米以上のものであることなどが決められている条例です。この条例は、4月1日から施行され、いままであった甘楽町契約条例と甘楽町有財産及び営造物に関する条例は廃止されました

以上のほか議決されたものは次のとおりです。
▲甘楽町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
▲甘楽町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例
▲甘楽町役場舎庁建築基金の設置、管理及び処分に関する条例
▲甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例
▲甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
▲大字白倉の小船を大字上野に変更することについて
▲甘楽町教育委員会委員の選任について
▲監査委員の選任について
▲甘楽町農業共済事業運営協議会委員の委嘱について
▲法定積立金の処分について（農業共済関係）

歳入 科目	金額（千円）	構成比（%）
町税	36,555	25.3
地方交付税	59,574	41.3
分担金及び負担金	2,272	1.5
使用料及び手数料	3,166	2.1
国庫支出金	12,864	8.9
県支出金	3,106	2.1
財産収入	131	0.9
寄附金	1,018	0.7
繰越金	3,000	2.1
雑収入	6,652	4.6
町債	15,200	10.5
歳入合計	144,038	100

歳出 科目	金額（千円）	構成比（%）
議会費	6,672	4.6
総務費	31,732	22
民生費	13,147	9.1
衛生費	4,688	3.2
労働費	31	0.0
農林水産業費	18,537	12.9
商工費	369	0.3
土木費	20,142	14
消防費	5,072	3.5
教育費	38,895	27
災害復旧費	520	0.4
公債費	3,700	2.6
予備費	533	0.4
歳出合計	144,038	100

固定資産の課税台帳

縦覧は4月15日～5月4日

4月15日から5月4日までの二十日行ないます。

固定資産課税台帳の縦覧は毎年3月1日から20日まででしたが、今年は国からの評価額の決定がおくれたため延期されたものです。

縦覧場所は、役場の住民課で、あさ8時30分～午後5時までです。

固定資産の新評価

農地は前年なみ

宅地は一・二倍にとどむ

昭和39年度の固定資産の評価額がきまりました。

これは、国が36年に示した新しい評価方法によつて、職員や関係者が一筆ごとに調査し、適正な評価額を算出したものです。

しかし、昭和39年度から41年度までは、昨年の税額より急激に上るのを緩和するためつぎのような方法がとられています。

田や畑は昨年の評価額をこえるものは、昨年の額とし、下るものは、その額に、その他の土地については、昨年の評価額の二割より上るものは二割、それ以下の額はその額で課税されます。

家屋も評価替え

39年度からは、全家屋についても、一棟ごとに国で示された新しい評価方法にもとづいて評価が行なわれます。

これは、昭和37年1月1日に新しい家屋を建てるとすれば「どの位かかるだろうか」の評価額を算出し、家屋を建築してからの年数や、いたんだ程度によつて評価額を決めるものです。

5月になりますと、職員や関係者が家屋の平面図をかきにおじゃましますから、よろしくご協力下さい。

私の町政

国民年金の集金について

（問）かけ金を、一日のうちに三月分まで集金するのは、不合理ではないか。毎月集金してほしい。（匿名）

（答）(1)毎月のかけ金は、その月ごとに、また、毎月では不便ですから三ケ月分を、あわせてかけてもよいことになっています。かけ金の時期は、一月から三月までは、翌月の四月末日までにというように、つまりあとでかけてもよいわけです。しかし、おおぜいのうちには、かける時期がきてもなかなか都合のつかない人もいるようです。そこで、都合のよい時に、あとの月の分までまとめてあずかることもありますが、決して強制しているわけではありません。

(2)、集金のしかたは、地区によつてちがいます。ですから小幡、秋畑地区は、毎週、福島、新屋地区は、毎月検認して、収入役に引継ぎ、まちがいのないようにしています。

(3)、そこで、これからはもつと簡単に、もつと楽に、かけ金する方法はないかと、誰でも考えることですが、さて、具体的な方法ということになりますと、費用の関係や、その他いろいろと問題があります。いま行なわれている方法は、その地区の実情によつてきめられたことですから、集金のしやすいように、集金する人と話し合つてみて下さい。（社会課、年金係）

斉藤宗三郎氏

教育委員に選任

高橋照雄氏は、4月6日をもつて、教育委員の任期がおわりました。後任には、斉藤宗三郎氏（秋畑）が選任されました。斉藤氏は前議員で、前に一期教育委員をつとめたことがあります。

山崎博司氏

固定資産評価審査委員に再選

固定資産評価審査委員をつとめていた山崎博司氏（天引）は4月6日に任期がおわりましたが、ふたたびその職に選任されました。

山田・柴山の二氏

監査委員に選任さる

地方自治法の一部改正によつて、市町村に監査委員を置く（第百九十五条）ことになりました。

このために、山田光之助氏（福島）と柴山俊一氏（轟）が選任されたものです。

山田氏は元福島町長、同議長など多くの公職にあつた人で、本町の有功者となつている人です。

また、柴山氏は現議会議長